# 第3節 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組

#### 〈主な指標と最新実績〉

野生鳥獣による農林業被害額(速報値) 5億4千6百万円 野生鳥獣の捕獲頭数(速報値) 20,520頭

(5獣種)

# 第1項 野生鳥獣対策の推進

## 1 捕獲の担い手確保・育成対策 【自然環境課】

県内における野生鳥獣による被害は、農林業だけでなく生態系や生活被害に拡がるなど深刻な状況です。これまでも、捕獲や侵入防止柵の設置等の対策に取り組んできましたが、野生鳥獣の生息数の増加や生息域が拡大している現状を踏まえると更なる捕獲の強化が必要です。しかし、捕獲の担い手である狩猟免許取得者は、1981(昭和56)年度の9,788人をピークに大幅に減少しており、2023(令和5)年度には4,614人と半分以下(1981 [昭和56]年度比47.1%)に減少、また狩猟者の約6割が60歳以上と高齢者の割合が高い状況にあります。地域における捕獲の中核として、活躍されていますが、鳥獣害対策を継続して実施していく

ためには、計画的な捕獲の担い手の確保が重要と なっています。

#### (1) 狩猟免許試験

2023 (令和5) 年度も、市町村等の施設を会場とすることで、より身近に受験が可能となる出前型免許試験や休日試験の開催など、受験機会を増やすことで、免許取得者の増加を図っており、309人が受験しました。

表2-3-3-1 狩猟免許試験受験者数の推移

(単位:人)

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
受験者数	353	346	310	282	342	309

### 2 鳥獣保護区などでの指定管理鳥獣捕獲 【自然環境課】

県内におけるニホンジカやイノシシは、急激な 生息数の増加と生息域の拡大が確認され、農林業 被害にとどまらず、生態系にも深刻な影響を及ぼ しています。そのため、自然環境を保全すべき地 域である鳥獣保護区等において、「指定管理鳥獣捕 獲等事業」を活用し、ニホンジカやイノシシの捕 獲を実施しています。

# 【指定管理鳥獣捕獲等事業におけるニホンジカの 捕獲】

生息密度や地形等により、捕獲地域を次の2つ に区分し、地域特性に応じた捕獲を実施していま す。

## (1) 高密度生息地域

標高の高い地域にある牧場や自然公園等は、良好な餌環境を背景として、ニホンジカが高密度化しているため、集中的に捕獲を行っています。

# (2) 分布拡大地域

高密度化した地域の周辺部において、季節的に

移動する個体の移動ルートや越冬場所といったニホンジカの生態が、研究機関等の調査により明らかになりつつあります。そこで、これらの知見を基に、適切な捕獲の手法、時期、場所を選定し、分布拡大防止のための捕獲を実施しています。

# 【指定管理鳥獣捕獲等事業におけるイノシシの捕獲】

イノシシの生息域は、山岳部や一部の平野部を除き、ほぼ県全域に及んでいます。今後も山間部からの出没に加え、河川敷を移動し市街地に出没することも増えており、人身被害や車との衝突など、生活環境被害の増加が懸念されています。また、野生イノシシでも、豚熱(CSF)ウイルス感染が広がっており、家畜への豚熱感染拡大の原因のひとつと考えられています。

そのため、鳥獣保護区等であるため十分な捕獲が 行われていない地区において、捕獲の強化を行っ ています。

## 3 遊休農地の発生抑制・再生支援 【農業構造政策課】

#### (1) 概要

農地集積や県振興品目の栽培等を目的にして、 市町村等が行う遊休農地の発生防止対策や、地域 の担い手等による農地再生利用の取組に対して支 援しています。

#### (2) 取組状況

2019 (令和元) 年度に創設した「荒廃農地再 生利用・集積化促進対策事業」(2023 [令和5] 年度から「遊休農地再生利用事業」と事業名変更) において、遊休農地を再生し、農地の適正利用が 図られています。

なお、再生面積については表2-3-3-2のと おりです。

表2-3-3-2 「遊休農地再生利用事業」による遊休 農地再生面積

年度	R 2	R3	R4	R5
再生面積	4.35ha	2.24ha	2.81ha	1.78ha

# 4 適正管理計画の推進 【鳥獣被害対策支援センター、自然環境課】

## (1)「第二種特定鳥獣管理計画」の推進

近年、野生鳥獣の生息数の増加や生息域拡大等により、農林水産業や生態系への被害が深刻化しています。被害の軽減等を図るため、本県では生息数が著しく増加している6鳥獣種(ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ、カワウ)について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、中長期的な目標及び対策を定めた「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、科学的・計画的な管理により、関係機関が相互に連携・協力し、一体となって個体群管

理、生息環境管理及び被害防除対策を実施しています。

2024 (令和6) 年度は、ニホンジカ (第6期: 2025~2029 [令和7~11]) 及びイノシシ (第4期: 2025~2029 [令和7~11]) の計画策定を行います。

また、ツキノワグマが国の指定管理鳥獣に追加されたことから、ツキノワグマ(第3期:2022~2026[令和4~8])の計画の一部改正を行います。

表2-3-3-3 群馬県における第二種特定鳥獣管理計画の策定状況

対象獣種	策定年度	対策期間	備考
ニホンジカ	2019(令和元)	2020~2024(令和2~6)	第5期計画
ニホンザル	2021(令和3)	2022~2026(令和4~8)	第5期計画
カモシカ	2020(令和2)	2021~2025(令和3~7)	第4期計画
イノシシ	2019(令和元)	2020~2024(令和2~6)	第3期計画
ツキノワグマ	2021(令和3)	2022~2026(令和4~8)	第3期計画
カワウ	2023(令和5)	2024~2028(令和6~10)	第3期計画

#### (2) 「第13次鳥獣保護管理事業計画」の推進

県では、野生鳥獣全般に関する県の基本計画である第13次鳥獣保護管理事業計画を策定しており、この計画に基づき鳥獣を適正に管理します。

鳥獣は、人間の生存基盤となっている自然環境を構成する重要な要素であり、人の豊かな生活を営む上で欠かすことのできない存在であることから、人と鳥獣の適切な関係の構築を図るため計画を推進しています。

# ア 生息環境の保全

野生鳥獣の保護や繁殖を図るための区域と して、県内に49か所61.125ha の鳥獣保護 区を指定(うち2か所は国指定浅間鳥獣保護区9,268ha及び国指定渡良瀬遊水地鳥獣保護区89ha)しています(表2-3-3-4)。

# イ 鳥獣保護管理指導員による鳥獣保護管理事 業の推進

県下に65名の鳥獣保護管理指導員を委嘱 し、鳥獣保護区の管理や鳥獣類の生息状況の 把握、違法捕獲等の防止に努めています。

区分		Л	目的		指定	
		刀			面積 (ha)	
森	林鳥獣	生息地	森林に生息する鳥獣の保護、地域における生物多様性の確保	25	35,366	
大規模生息地		一白山	行動圏が広域に及ぶ大型の鳥獣や多様な鳥獣相の保全、地域にお ける生物多様性の確保		9,268	
		上思地			10,590	
4	集団渡来地		集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護		89	
•					3,093	
身近な鳥獣生息地		犬生息地	市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地の確保・創出、 豊かな生活環境の形成、環境教育の場の確保	14	2,719	
計	国指定				9,357	
司	県指定				51,768	
		計 49 61,125				

<sup>(</sup>注)( )内は国指定鳥獣保護区で外数です。

#### 5 有害鳥獣対策 【蚕糸特産課・鳥獣被害対策支援センター・農村整備課】

野生鳥獣による農作物被害額は、2011 (平成 23) 年度をピークに減少傾向にありましたが、 ここ数年は横ばいの状況です(図2-3-3-1)。 一方、被害を及ぼす野生動物の捕獲頭数は年々増 加傾向にあります (表2-3-3-5)。また、生 息域や被害地域は拡大傾向となっており、生活環 境被害や生態系被害も各地で顕在化しています。

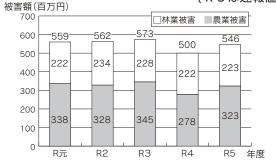
県では市町村、被害地域、関係機関等と連携・ 協力し、野生鳥獣を「捕る」、野生鳥獣から「守る」、 野生鳥獣を「知る|対策を総合的に進めています。

#### (1)「捕る」対策

シカやイノシシなど、生息数の増加が著しい特 定鳥獣について、捕獲目標を設定し計画的な捕獲 を市町村と連携して推進するとともに、近年は ICTを活用した効率的な捕獲技術の普及に取り 組んでいます。

図2-3-3-1 野生鳥獣による農林業被害額の推移

(R5は速報値)



(注)百万円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない 場合があります。

### (2) 「守る」対策

野生鳥獣が耕作地に入らないようにするための 電気柵などの侵入防止柵の設置及び野生鳥獣の出 没を抑制するため、被害地周辺の藪の刈り払いや 樹木を伐採するなど生息環境管理を推進していま す。

#### (3) 「知る」対策

野生鳥獣被害対策に携わる人材の育成や、日本 獣医生命科学大学との連携による新たな対策技術 の普及等を行っています。

表2-3-3-5 主な野生獣の捕獲数の推移(R5は速報値)

(単位:頭)

獣種	年度	R元	R 2	R 3	R4	R 5
	狩 猟	3,578	4,875	5,586	4,586	4,096
シカ	有害捕獲等	5,762	7,904	8,391	8,902	9,057
	捕獲数計	9,340	12,779	13,977	13,488	13,153
	狩 猟	1,810	1,726	1,244	1,570	1,799
イノシシ	有害捕獲等	7,008	4,969	2,046	3,541	4,472
	捕獲数計	8,818	6,695	3,290	5,111	6,271
	狩 猟	-	_	1	-	-
サル	有害捕獲等	822	822	467	571	636
	捕獲数計	822	822	467	571	636
	狩 猟	57	46	72	61	110
クマ	有害捕獲等	376	519	252	215	350
	捕獲数計	433	565	324	276	460
	狩 猟		_	1	-	_
カモシカ	有害捕獲等	4	0	0	1	0
	捕獲数計	4	0	0	1	0
	狩 猟	5,445	6,647	6,902	6,217	6,005
5種合計	有害捕獲等	13,972	14,214	11,156	13,230	14,515
	捕獲数計	19,417	20,861	18,058	19,447	20,520

#### 森林獣害防止対策 6 【林政課】

県内では、野生獣類による林業被害が多く発生 しています。伐採跡地に植栽した苗木の芽を、シ カやカモシカが食べてしまって森林に戻せない状 況や、数十年間かけて育てた樹木の皮をツキノワ グマやシカが剥いでしまって、木材の製品価値が 下がってしまう被害が問題となっています。また、 野生獣類による被害は、樹木への直接的な被害だ けでなく、木が育てられないことによって林業関 係者の生産意欲の減退を招き、手入れが行き届か なくなることで森林の多面的機能が衰退してしま うことが懸念されています。

県では、野生獣類による食害や皮剥被害から守 るため、造林木に動物が嫌がる忌避剤を散布し、 樹木に防護資材を巻き付ける事業を推進していま す。また、苗木を植栽した周囲全体を囲うように、 シカの侵入を防止する柵を設置する等の事業も行 っています。

# 第2項 外来生物対策の推進

## 1 特定外来生物対策 【自然環境課】

外来生物とは、人の活動により本来の生息地と は異なる地域に持ち込まれた海外起源の生物で す。

人間の移動や物流が活発になったことで、多くの動植物がペットや展示、食用、研究等の目的で世界中で取引されています。また、荷物や乗り物等に紛れ込んだり付着して、知らないうちに持ち込まれてしまう場合もあります。

野生生物は、本来その地域特有の自然環境の中 で相互に関係し合い、複雑なバランスを保って生 存しています。このため、人為的に外来生物が持 ち込まれてしまうと、その地域にいた生物が駆逐 され地域特有の自然環境のバランスが崩れてしま うほか、人間に直接危害を加えたり、農作物が被 害を受けるなど、様々な問題を引き起こすおそれ があります。このため、国は「特定外来生物によ る生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外 来生物法)を2005(平成17)年に施行し、問題 を引き起こす外来生物を「特定外来生物」として 指定し(159種類 2023 [令和5] 年9月1日 現在)、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入とい った取扱いを規制して国内への侵入や拡散を防ぐ とともに、既に定着してしまったものについては 駆除や隔離等の防除を行うこととしています。

県内でも、動物ではアライグマやオオクチバス

など、植物ではオオキンケイギクやオオハンゴン ソウなど合わせて約30種類以上の特定外来生物 が確認されています。特に、2015 (平成27) 年 に県内で初確認された外来昆虫クビアカツヤカミ キリは、これまで県東部地域を中心に発生してい ましたが、2020 (令和2) 年度に中西部地域で 確認され、生息域が拡大しつつあります。

近年、アライグマやカミツキガメといった特定 外来生物が身近な所で見つかったり、捕獲される ことが増えています。これらはペットや観賞用と して輸入され、人間に飼われていたものが逃げ出 したり、飼うことができなくなって捨てられてし まったものが自然界で繁殖したもので、既存の生 態系や農林水産業等に悪影響を及ぼすおそれがあ ります。生き物を飼育する場合は、その生き物の 寿命や成長したときの大きさ、性格や生態等につ いて十分調べた上で、責任を持って終生飼育する 必要があります。

<外来生物被害予防三原則>

1 入れない:悪影響を及ぼすかもしれない外来 生物をむやみに日本に入れない

2 捨てない: 飼っている外来生物を野外に捨て ない

3 拡げない:野外に既にいる外来生物を他地域 に拡げない

# 2 コクチバス被害対策 【蚕糸特産課】

1999 (平成11) 年に奥利根湖で発見されたコクチバスは翌年には繁殖が確認され、県では、2000 (平成12) 年度から地元漁業協同組合に委託して駆除作業を開始しました。

コクチバスは北米原産の魚食性外来魚で、冷水域・流水域でも定着が可能です。旺盛な食欲と繁殖力で水産資源や生態系に悪影響を及ぼすとして、特定外来生物に指定され、放流はもとより、飼育や運搬が規制されています。また、群馬県内水面漁場管理委員会の指示として採捕したコクチバスの再放流を禁止し、コクチバスの駆除推進に努めています。

奥利根湖での駆除事業では、2005 (平成17) 年度以降の駆除尾数から生息尾数の減少も示唆され、駆除効果が出ていると考えられます。

表2-3-3-6 コクチバス駆除尾数の推移

年度	R元	R 2	R3	R 4	R5
奥利根湖	308	556	666	496	1,312
鏑川・烏川等	1,626	689	518	457	795

しかし、2010 (平成22) 年に烏川で、2011 (平成23) 年に鏑川と渡良瀬川でコクチバスの生息が確認され、河川での生息域の拡大が懸念されています。このため、県では、2011 (平成23) 年より群馬県漁業協同組合連合会に委託して奥利根湖とともに河川におけるコクチバスの駆除を開始しました。



コクチバス

# 群馬県安中総合射撃場ライフル射撃場オープン

群馬県内では、シカやイノシシなどが増えすぎたことにより、畑を荒らしたり、植えて間もない苗木を食べてしまうなどの農林業被害が多く発生しています。こうした被害を軽減するため、県では、被害を与える野生鳥獣を捕獲する担い手を確保・育成する取組を進めています。

その取組のひとつと位置づけ、捕獲の担い手確保・育成の拠点として整備を進めてきた群馬県安中総合射撃場ライフル射撃場が2024(令和6)年4月15日にオープンしました。

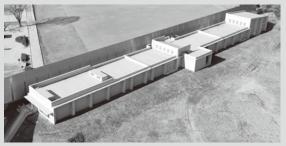
この射撃場は完全屋内の施設となっており、防音効果が高いことが特徴です。

また、群馬県内で唯一、「散弾銃」で発射できる 単弾の「スラッグ弾」を使用した射撃ができる施 設です。

「散弾銃」は、所持に求められる経験年数はなく、 銃の所持許可を得られれば、すぐに所持できます。 そのため、狩猟経験が短い人でも扱うことができ る銃です。また「スラッグ弾」は、シカやイノシ シなど大型哺乳類を捕獲する際に有効な銃弾です。 この施設を設置したことで、狩猟経験が短い人で も大型哺乳類捕獲のための射撃練習が可能となり ます。 研修会の開催など、捕獲技術の向上や安全な狩猟にむけた練習の場として利用していただき、名 実ともに、捕獲の担い手確保・育成の拠点となる よう取り組んでいきます。



施設内観



施設外観